

# 着ぐるみ「すいちゃん」取扱説明書

## 1. 遵守事項

- (1) 貸出要綱及び本取扱説明書に規定する内容を遵守し、着ぐるみを適切に使用すること。
- (2) 着ぐるみを第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (3) 申込書に記載のイベント等以外には、着ぐるみを使用しないこと。
- (4) 使用期間を遵守すること。
- (5) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (6) 雨天時には屋外で使用しないこと。
- (7) その他、上下水道事業管理者が特に付した条件に従って使用すること。

## 2. 貸し出し内容

- (1) 保管袋大
  - ①頭
  - ②靴
- (2) 保管袋小
  - ①腕
  - ②胴体
  - ③下半身
  - ④軍手

## 3. 着用方法（着脱の際には必ず1名以上が付き添ってください。）

※詳細は別紙「すいちゃんの着用方法」をご覧ください

- (1) 胴体と腕をつなげます。
- (2) 下半身のズボンと靴を着用します。
- (3) 胴体を着用し、背中ファスナーを閉めます。
- (4) 軍手をはめ、腕を通します。
- (5) 頭を着用し、ベルトで顔を固定します。

## 4. 着用時の注意事項

- (1) 素肌が直接触れないよう、長袖、長ズボン、靴下等を着用してください。
- (2) 裸眼かコンタクトとし、眼鏡を使用する場合は、バンドや曇り止めを使用してください。
- (3) 着用の際は、シートを敷くなどして、着ぐるみが直接地面に触れないようにしてください。
- (4) 着ぐるみの中は暑く汗ばむので、頭にタオルを巻いて着用されることをお勧めします。

## 5. 着用中の注意事項

- (1) 着ぐるみは視野が狭くなり、動きも制限されますので着用して行動する場合、必ず先導者をつけ一緒に行動してください。
- (2) 1回の装演時間は30分以内とし、無理な行動は慎んでください。
- (3) 行事が長時間に及ぶ場合は演者を複数体制とし、順次交替してください。
- (4) 準備運動はしっかりとしてください。
- (5) 人目に触れる場所での着ぐるみの着脱は行わないでください。
- (6) 声を発する、暴力的な行為をするなどキャラクターのイメージを損なう行動は厳禁です。

## 6. 着用後の注意事項

- (1) 着ぐるみ着用後は、風通しの良い場所で陰干しをしてください。
- (2) 着用後は消臭スプレー等を使用して、着ぐるみを清潔にしてください。

## 7. その他

- (1) 使用承認後、事情により承認を取り消すことがあります。
- (2) 使用後は「すいちゃん」が活動している写真を提供してください。
- (3) 着ぐるみ着用者については、身長170cm以下を推奨しています。

## 8. 問い合わせ・申請先

堺市上下水道局 経営企画室

〒591-8505

堺市北区百舌鳥梅北町1-39-2

TEL : 072-250-9208(直通) FAX : 072-250-6600

E-MAIL : jougekiki@city.sakai.lg.jp

